

積丹町子どもの読書活動推進計画

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）



令和元年度 ブックフェスタ

積丹町教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 子どもの読書活動推進の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 家庭・地域における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 学校等における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 読書環境の整備のための方策

- 1 文化センター図書室・B&G海洋センター図書コーナーにおける取組・・・・ 5
- 2 学校図書館における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

資料

- 子どもの読書活動推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 積丹町教育委員会生涯学習課図書資料収集方針・・・・・・・・ 10
- 積丹町教育委員会生涯学習課図書資料選定基準・・・・・・・・ 11
- 積丹町教育委員会生涯学習課図書資料除架・除籍基準・・・・ 13

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 子どもの読書活動推進の意義

近年、インターネットやスマートフォンの普及などにより、多くの情報がデジタル化されており、生活環境の変化や価値観の多様化による「読書離れ」や「活字離れ」が懸念されています。また、テレビや携帯ゲーム機、パソコン、スマートフォンなどの情報機器が子どもたちの生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況のもと、子どもの健やかな成長のために、身近な家庭、地域、学校等のもとより、社会全体で子どもたちの読書活動を推進していくことがますます重要となっています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものです。

国においては、平成 30 年（2018 年）4 月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が策定されました。また、北海道においても平成 30 年（2018 年）3 月に「北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）」を策定し子どもの読書活動を推進しています。

積丹町においても、子どもたちの読書に対する関心などを把握するとともに、町内の学校（保育所を含む）、家庭、地域が一体となり、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を進める必要があり、関連する計画を踏まえながら「積丹町子どもの読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の目的

積丹町で育つすべての子どもたちが、町内のあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動ができるよう、また、読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うことができるよう、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を、学校・家庭・地域等において積極的に推進することを目的としています。

3 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものであり、「第 5 次積丹町総合計画【平成 24 年度（2012 年度）～令和 3 年度（2021 年度）】」及び「第 6 次積丹町社会教育中期計画【平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）】」との整合性を図って推進する計画です。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の対象

この計画の対象は、0歳から18歳とします。なお、18歳までを大きく4つの期に分けて、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進します。

（1）乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

乳幼児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上でも、保護者等の周りにはいる大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結びつけ、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとしたりするなどして、本を楽しむことができるようになります。

（2）小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくるのが大切です。その後、子どもは自分の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると読書力がつき、幅広いジャンルの本に目を向けるようになります。また、学級担任など教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

（3）中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することなどにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

(4) 高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。



図書ボランティアによる紙芝居の読み聞かせ



ALTによる読み聞かせ

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における読書活動の推進

【推進の方向性】

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであることから、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

そのために、家庭では、絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書室等に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけを作ることが大切です。

地域において読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しむ習慣が身につくよう、効果的な事業を実施することが望まれます。また、子育てに関する学習や相談の場となっている、子育てサークル等の活動やPTAによる研修会など様々な場面において、子どもの読書活動の重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められています。

【具体的な取組】

（家庭）

- 子どもの読書の習慣化に向けた取組の実施
- 家族で読書を行うことの奨励

（教育委員会）

- 読み聞かせなど、本に親しむ機会の提供
- 道立図書館等と連携した「ブックフェスタ」の開催

（関係機関・団体等）

- 子育てサークルの活動の充実
- 学校や市町村、地区のPTAによる研修会の工夫

2 学校等における読書活動の推進

【推進の方向性】

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身につける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

そのため、学校等においては、子どもの発達段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

とりわけ、子育て支援センターや保育所における絵本や物語などの読み聞かせや、小学校・中学校における各教科や総合的な学習の時間等の学習を通じて、子どもの望ましい読書習慣の形成を図ることや学校図書館の利用促進が求められています。

【具体的な取組】

（子育て支援センター・保育所）

- 読み聞かせなどで本に親しむ機会の提供
- 保護者やボランティアサークルと連携した読書推進活動の実施

（小学校、中学校）

- 学校の教育活動全般を通じての多様な読書指導の展開
- 「朝の読書」など一斉読書の積極的な推進
- 学校図書館の利活用促進
- 障がいの程度に応じた読書活動の推進
- 図書委員会など、児童会・生徒会活動を通じた読書活動の推進



令和元年度 ブックフェスタ

第3章 読書環境の整備のための方策

1 文化センター図書室・B&G海洋センター図書コーナーにおける取組

【推進の方向性】

公立図書館は、子どもが学校外で自分の読みたい本を選び、読書を楽しむことができる場であり、気軽に利用したいと思われる場になることが求められています。

積丹町においては、文化センター図書室とB&G海洋センター図書コーナーがそれぞれの特色を生かした読書活動推進を行うとともに、地域にとって利用しやすい施設としての機能を果たす必要があります。

【具体的な取組】

- 主に乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期を対象にした蔵書の充実
- 本に興味を持てるような配架や飾り付けなどの環境整備
- 道立図書館との相互貸借等による、サービスの向上
- 町民の声が反映できる意見箱などの設置
- 障がいのある子どもに対応した図書の整備・充実
- 利用者カード及び蔵書のデータベース化による貸出・返却作業の効率化
- 図書ボランティア等の人材育成



B & G海洋センター図書コーナー

2 学校図書館における取組

【推進の方向性】

学校図書館は、学びの場であるとともに、自由な読書活動の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

学校教育においては、生きる力を育むことを目指し、基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動を充実することが求められています。

そのため、各教科の授業において、学校図書館の利活用を図り、読書活動を一層充実する必要があります。また、学校図書館は、昼休みや放課後に、好きな本を選び自分のペースで読んだり、興味があることをじっくり調べたりするなど、子どもたちにとって心の居場所となる「いつでも開いている図書館」であることが求められていることから、学校図書館担当教員を中心に、計画的・継続的な整備・充実に努める必要があります。

【具体的な取組】

- 読書活動推進や学校図書館の利用啓発
- 読書活動の充実につながる特別活動や委員会活動の実施
- 調べ学習に対応できる蔵書の整備
- 子どもが利用し続けるための工夫
- 保護者や地域住民等との連携による学校図書館整備
- 読書活動に関する学校教職員の研修機会の奨励
- 児童生徒の障がいの状況に配慮した図書環境整備



B & G海洋センター図書コーナーQ & A

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 (2001 年) 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

積丹町教育委員会生涯学習課図書資料収集方針

(令和2年3月31日 生涯学習課長決定)

1 目的

この方針は、積丹町教育委員会生涯学習課における資料の収集を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 生涯学習を推進する中核施設として、町民の学習要求に対応するため、図書館法（昭和25年4月30日法令第118号）に示された、教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集する。
- (2) 収集にあたっては、町民の資料要求及び地域社会の状況を反映させるよう努めながら、均衡とれた資料攻勢を図る。
- (3) 公平な立場で、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく収集する。また、図書担当者の個人的な関心や好みによって選択しない。

3 収集資料の種類

図書のほか、視聴覚資料、地域資料及びその他必要に応じた資料とする。

4 資料収集方針

(1) 図書

ア 一般図書は、市民の図書館として、基本的資料・良質の入門書から、必要に応じ専門的資料まで幅広く収集する。

イ 児童図書は、どの子どもも読書の楽しさを発見し、継続して読書活動ができるよう各分野の資料を収集する。

(2) 視聴覚資料

(3) 地域資料

(4) その他必要に応じた資料

5 資料収集の方法

資料の収集については、購入によるほか、寄贈その他の方法による。

積丹町教育委員会生涯学習課図書資料選定基準

(令和2年3月31日 生涯学習課長決定)

1 一般図書

(1) 共通基準

- ア 積丹町民への奉仕機能を果たすため、調査研究や貸出に必要な各分野の基本的資料を幅広く選定するとともに、リクエストなど住民のニーズを踏まえた選定を行う。
- イ 利用度にかかわらず、資料的価値が高く、保存の必要があると思われる資料についても、適宜選定する。
- ウ 次の資料については、原則として選定の対象としない。
 - (ア) 極めて高度な専門的資料及び学術書
 - (イ) 学習参考書、各種試験問題及びテキスト類

(2) 一般書における主題別基準

ア 総記

- ・情報科学は、特に最新情報を必要とするので、蔵書の更新に努める。
- ・叢書・全集は、評価の定まったものを選ぶ。

イ 哲学・宗教

- (ア) 一般向きの入門書を中心に収集する。
- (イ) 宗教は、公平な立場で厳選して収集する。
- (ウ) 占いや予言など非科学的な資料は、厳選して収集する。

ウ 歴史・地理

- (ア) 歴史・地理は、各時代、各地域にわたり系統立てて収集する。
- (イ) 伝記は、史実に基づいたものを幅広く収集する。
- (ウ) 旅行ガイドブック等は、最新の情報を掲載している資料を収集する。

エ 社会科学

政治、経済、社会、教区分野は、常に社会醸成に即応したものを収集する。

オ 自然科学・医学

- (ア) 自然科学は、一般向きのわかりやすい資料を目安として収集する。
- (イ) 医学は、健康・予防に関するものを中心にそろえる。

カ 技術・家政学

- (ア) 工学、工業は、一般向きのわかりやすい資料を目安として収集する。
- (イ) 家政学は、趣味、実用に役立つ魅力ある内容のものをそろえる。

キ 産業

- (ア) 農林水産一般と趣味的な園芸を中心にそろえる。
- (イ) 商業、交通、郵便等の産業情報を収集する。

ク 芸術・スポーツ・娯楽

- (ア) 芸術一般については、基本的なものを中心にそろえる。
- (イ) スポーツ・娯楽分野は、多様な要望に応えられるよう幅広く収集する。

ケ 言語

- (ア) 日本語については、基本的な学問書、実用的な文例集等をそろえる。
- (イ) 主要な外国語については、簡単な文法書、実用書等を収集する。

コ 文学

- (ア) 古典から現在まで魅力あるものを豊富にそろえる。
- (イ) 全集は、評価の定まったものをそろえる。

2 児童図書

- (1) 子どもが読書の楽しさを体験し、読書習慣を形成できる資料を選定する。
- (2) 絵本は、絵が芸術性や創造性に富み、表現力豊かであるとともに、文字が読みやすいものを選ぶ。
- (3) 児童書は、正確でわかりやすく書かれているものを選ぶ。
- (4) 童話・児童文学は、健全で創造性や文学性に富んだ作品を選ぶ。
- (5) 児童、生徒の学習に必要な範囲の参考図書をそろえる。

3 参考図書

- (1) 事典、辞典は、各分野にわたり使いやすく分かりやすいものをそろえる。
- ※(2) 統計、年間、白書は、主要なものを適宜更新する。

4 視聴覚資料

- 視聴覚資料は、公序良俗に反しないものを選ぶ。

積丹町教育委員会生涯学習課図書資料除架・除籍基準

(令和2年3月31日 生涯学習課長決定)

1 目的

この基準は、積丹町教育委員会生涯学習課が所管する図書資料について、常に適切な蔵書構成を維持し、資料の有効活用を図るため、除架・除籍に関する事項を定めることとする。

2 除架・除籍の対象資料

(1) 不用資料

- ア 破損、汚損が著しく、補修が不可能なもの。
- イ 時間の経過によって内容が古くなったり、資料的価値がなくなったりしたもの。
- ウ 時間の経過によって利用頻度が低下した資料で、複本や類本のあるもの。
- エ 新版、改訂版の入手により、資料的価値がなくなったもの。

(2) 亡失資料

- ア 蔵書点検後3年以上調査し、所在が不明なもの。
- イ 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず、3年以上回収不能なもの。
- ウ 利用者が汚損、破損または紛失した資料で、同一資料での弁償が不可能なもの、また、現物弁償の必要がないと判断したもの。
- エ 災害その他の事故によるもの。

3 除籍の手続き

- (1) 社会教育主事又は図書担当職員は、該当する除籍資料の一覧を作成する。
- (2) 生涯学習課長は、(1)の選択結果に基づき除籍資料を決定する。
- (3) 社会教育主事又は図書担当職員は、蔵書登録情報を抹消する。

4 除籍資料の処分

- (1) 除籍した資料は、町民の学習のため、無償提供することができる。
- (2) 再利用することができない資料は、破棄する。

積丹町子どもの読書活動推進計画

発 行 令和2年（2020年）4月

発行者 積丹町教育委員会